

# 石井地区

## I 協議体の概要

名 称	石井地区向こう三軒両隣り協議会		
設置年月日	平成30年7月27日	開催頻度	4回/年（全体会） 4回/年（単位自治会）
構成団体（◎：事務局）			
○ 自治会連合会	まちづくり協議会	○ 民生委員児童委員協議会	◎ 地区社会福祉協議会
老人クラブ連合会	○ 福祉協力員連絡会	○ 健康づくり推進委員会	第2層生活支援コーディネーター
○ 市社会福祉協議会	○ 地域包括支援センター	○ その他（特定非営利活動法人クラブサンク、市、警察、消防）	
設置方式			
新規設置	既存会議活用 （石井地区向こう三軒両隣り協議会） ○ ※見守り活動を中心に活動する単位自治会4者会議 （自治会、民生委員、福祉協力員、地域包括支援センター）や高齢者の支援を協議する会議		地域ケア会議活用
設置要綱・会則等の有無	有 ・ 無		
設置までの経緯			
時 期	内 容		
平成25年～	「単位自治会向こう三軒両隣り協議会」（自治会、民生委員、福祉協力員、地域包括支援センターの4者会議）が順次発足		
平成29年 6月	4者会議や高齢者支援を目的に「石井地区向こう三軒両隣り協議会」が発足		
9月	地域ケア会議（メンバー：自治会連合会、地区社協、民児協、福祉協力員連絡会、老人クラブ、婦人会、包括等） → 地域包括ケアシステムの概要について共通理解を図るとともに、第2層協議体の必要性について検討を行った。		
平成30年 2月	石井地区向こう三軒両隣り協議会（メンバー：自治会連合会、地区社協、民児協、福祉協力員連絡会、包括等） → 第2層協議体の役割について共通認識を図った。		
7月	拡大地域ケア会議 （メンバー：自治会連合会、地区社協、民児協、福祉協力員連絡会、老人クラブ、婦人会、小学校、消防署、警察署、ケアマネ、訪問看護師等） → 「石井地区向こう三軒両隣り協議会」を第2層協議体として位置付けることについて合意形成を図った。		
〃	第2層協議体設置		
協議体における検討内容（協議体で取り組んできたこと、議論してきたこと）			
地域情報の共有、課題やニーズの把握について	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会連合会、社会福祉協議会、福祉協力員連絡会、民児協、地域包括支援センター、その他地域団体からの活動情報提供</li> </ul>		
支え合い活動について （見守り活動、居場所づくり、生活支援ボランティア等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>単位自治会見守り活動の充実に向けた検討</li> <li>高齢者支援活動に向けた取り組みと検討</li> <li>生活支援ボランティアの取組として、有償ボランティア「あったか」の設立と実施に向けた検討</li> </ul>		

## II 取組事例

### 【見守り活動の充実に向けた検討、組織体制】

見守り活動や高齢者支援活動、地域課題について話し合いを行う「向こう三軒両隣り協議会」を石井地区全体と単位自治会の二層に分け設置し、それぞれを連携させることで見守り活動の更なる充実を図っている。【「石井地区向こう三軒両隣り協議会」組織体制】



見守り活動を行う  
東峰町自治会の皆さん

### 効果（検討中の場合は、期待する効果）

地区向こう三軒両隣り協議会のサポートのもと、単位自治会向こう三軒両隣り協議会が各単位自治会の高齢者の現状や課題を把握・共有し見守り活動を行うことから、地区全体の見守り体制が強化された。

#

### 【石井地区向こう三軒両隣り協力隊（あったか）の設置と活動】#

設置運営要領及びサポーター（有償ボランティア）及び利用者向け手引書を作成し、サポーターと利用者の募集を行い、活動を始めた。利用者からは喜びの声が届けられている。

経緯： 令和元年12月 「石井地区向こう三軒両隣り協力隊（あったか）」  
設置運営要領施行

令和2年 3月 サポーターの募集

⇒ 福祉協力員を中心とした地域住民40名超が集まった。

令和4年 6月 依頼者とサポーターの募集、ボランティア活動開始

対象： 宇都宮市日常生活支援総合事業・要支援レベル以上の65歳以上一人暮らし高齢者、75歳以上二人暮らし高齢者、80・50歳親子二人暮らし家庭等（※登録制）

※利用会員登録受付窓口・・・地域包括支援センター石井・陽東

サービス内容： 話し相手、散歩、買い物、電球の取り換え、玄関周り等の庭木剪定と草むしり → 無料

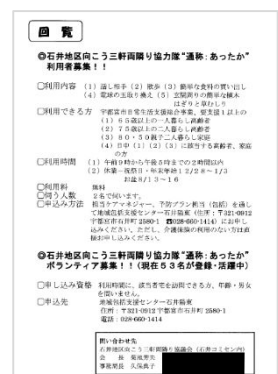
登録者： 依頼者 → 17名、サポーター → 59名（令和5年2月15日現在）

実績： サポーター訪問回数 → 68回（令和4年6月～12月）

〃 訪問人数（※基本的に2名以上で訪問） → 140人（令和4年6月～12月）

### 効果（検討中の場合は、期待する効果）

高齢者等（宇都宮市日常生活支援総合事業・要支援レベル以上）の日常生活における困りごとに対する支援を行うことにより、地域住民のお互い様の精神を広め、地域の繋がりを深めることができた。



## III 協議体を設置して、良かったこと

協議体の場での情報共有等を通じて、各地域団体間での連携強化に繋がったほか、地区全体の方針について意見交換を行うことにより、具体的な取組に向けた検討を進めることができた。

## IV 今後の方向性

- ・ 見守り活動等地域福祉活動について、更なる充実のための検討や支援を引き続き行っていく。
- ・ 高齢者生活支援の在り方や充実に向けた検討を行っていく。
- ・ 令和5年度より、あったか居場所（健康麻雀&カフェ、ペタンク&お茶、畑&おしゃべり、健康ウォーク）を順次設置していく。

## 回 覧

### ◎石井地区向こう三軒両隣り協力隊“通称：あったか” 利用者募集！！

- 利用内容 (1) 話し相手 (2) 散歩 (3) 簡単な食料の買い出し  
(4) 電球の玉取り換え (5) 玄関周りの簡単な植木  
はざりと草むしり
- 利用できる方 宇都宮市日常生活支援総合事業、要支援1以上の  
(1) 65歳以上の一人暮らし高齢者  
(2) 75歳以上の二人暮らし高齢者  
(3) 80・50親子二人暮らし家庭  
(4) 日中(1)(2)(3)に該当する高齢者、家庭  
の方
- 利用時間 (1) 午前9時から午後5時までの2時間以内  
(2) 休業－祝祭日・年末年始12/28～1/3  
お盆8/13～16
- 利用料 無料
- 伺う人数 2名で伺います。
- 申込み方法 担当ケアマネジャー、予防プラン担当(包括)を通し  
て地域包括支援センター石井陽東(住所：〒321-0912  
宇都宮市石井町2580-1 ☎028-660-1414)にお申し  
込みください。ただし、介護保険の利用のない方は直  
接お申し込みください。

### ◎石井地区向こう三軒両隣り協力隊“通称：あったか” ボランティア募集！！(現在53名が登録・活躍中)

- 申し込み資格 利用時間に、該当者宅を訪問できる方、年齢・男女  
を問いません。
- 申込先 地域包括支援センター石井陽東  
住所：〒321-0912 宇都宮市石井町 2580-1  
電話：028-660-1414

#### 問い合わせ先

石井地区向こう三軒両隣り協議会(石井コミセン内)  
会 長 菊池芳夫  
事務局長 久保典子

## 石井地区向こう三軒両隣り協議会設置要綱

### (名称・事務所)

第1条 本協議会は、石井地区向こう三軒両隣り協議会と称する。事務所を宇都宮市石井町1213番地宇都宮市石井地域コミュニティセンター内に置く。

### (目的)

第2条 本協議会は、石井地区の単位自治会に設置される向こう三軒両隣り協議会（以下「4者会議」という。別紙4者会議設置要領）の向こう三軒両隣りの見守り等地域福祉活動（以下「見守り等地域福祉活動」という。）をサポートし、石井地区全体の見守り等地域福祉活動の円滑な運営を図るとともに、石井地区向こう三軒両隣り協力隊（以下「あったか」という。別紙あったか設置要領）及び石井地区向こう三軒両隣りあったか居場所（以下『あったか居場所』という。別紙あったか居場所設置要領）を運営し、地域に生活する高齢者が住み慣れた地域で生涯が全うできるよう地域住民の支え合い助け合いを支援していくことを目的とする。

### (活動)

第3条 本協議会は次の活動を行う。

- (1) 4者会議の活動状況の把握
- (2) 4者会議に係る必要行政情報の取得と提供
- (3) 4者会議への支援、相談受付
- (4) 4者会議緊急案件等に係る関係行政機関等との連絡調整
- (5) 「あったか」及び「あったか居場所」の運営
- (6) 4者会議及び「あったか」並びに「あったか居場所」の運営に必要な研修の実施
- (7) その他目的達成のために必要な活動

### (関係行政機関等)

第4条 4者会議の緊急案件等に係る関係行政機関等は、宇都宮市保健福祉部、宇都宮市社会福祉協議会、宇都宮市平石地区センター保健福祉グループ、宇都宮市消防本部東消防署平石分署・築下分署、宇都宮東警察署石井町交番・平松町交番・鑑山交番等とする。

### (構成)

第5条 本協議会は、石井地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）、自治会連合会（以下「自治連」という。）、民生委員児童委員協議会（以下「民児協」という。）、福祉協力員連絡会（以下「福協連」という。）の正副会長、地域包括支援センター石井・陽東の長（以下「包括支援」という。）、石井地区健康づくり推進協議会の長、特定非営利活動法人クラブサンククラブマネージャー及びその他の地区社協並びに福協連役員、包括支援の職員をもって構成する。

### (役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 2名
- (4) 理事 10名～15名
- (5) 監事 2名
- (6) 事務局長 1名

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 会計は、会計事務を処理する。
- 4 理事は、他の役員とともに会務の円滑な執行にあたる。
- 5 監事は、本会の事業の執行状況及び財務状況を監査し定例会に報告する。
- 6 事務局長は、本会に必要な事務を統括処理する

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員が生じた場合は後任を補充し、その仕事は前任者の残存期間とする。

(役員の仕事)

第9条 会長は、地区社協会長、自治連会長、民児協会長、福連協会長の互選とする。

- 2 副会長、会計、理事、監事、事務局長は会長が指名し両隣り協議会に報告する。

(役員の仕事)

第10条 役員には報酬を支給しない。但し、事務局員を兼ねるものについては、予算の範囲内で支給することができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。

(監事による監査)

第11条 監事は、本協議会の業務の執行状況及び財務の状況を監査しなければならない。

- 2 監事は、監査報告書を作成して、会議において報告するものとする。
- 3 監事は、必要があると認めるときは、定例会において意見を述べるすることができる。

(両隣り協議会・事務局役員会)

第13条 本協議会に、両隣り協議会（以下「協議会」という。）、事務局役員会（以下「役員会」という。）を置く。

- 2 協議会は少なくとも年一回、役員会は必要に応じて開催するものとする。
- 3 協議会、役員会は、会長が招集し議長を務める。
- 4 協議会は、第5条の構成員で組織し、事業報告、決算報告、会計監査報告、事業計

画案、予算案、役員改正案、会則改正案、その他本会に必要な事項について審議する。

5 役員会は、第5条の地区社協及び福協連役員並びに包括支援の職員で組織し、協議会への議案、執行、その他必要な事項について審議する。

6 会議の議事は、出席者の過半数をもってこれを決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (運営費用)

第14条 本協議会の運営費用は、宇都宮市、宇都宮市社会福祉協議会、石井地区社会福祉協議会の補助金をもって充て、予算の範囲内で支出するものとする。

#### (補助金の支出)

第15条 4者会議、「あったか」、高齢者等支援事業に対し、必要な活動資金を予算の範囲内で支出する。

#### (会計年度)

第16条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### (事務局)

第17条 本協議会の事務局（以下「事務局」という。）は、第1条の事務所内に置く。

2 事務局に事務局長、事務局員を置く。

3 事務局員は、石井社協及び福協連役員等並びに包括支援職員をもって構成する。

4 事務局長は事務局を統括し、事務局員と共に会に必要な事務を行う

#### 附 則

この要綱は、平成29年6月26日から施行する。

この要綱は、令和元年12月5日に一部改正施行する。

この要綱は、令和2年2月21日全面改正施行する。

この要綱は、令和3年4月1日に一部改正施行する。

この要綱は、令和4年4月1日に一部改正施行する。

単位自治会向こう三軒両隣り協議会「4者会議」設置要領

1. 設立趣旨

高齢社会を迎えている中、高齢者が地域で生涯を全うできるようお互い様の精神で、支え合い助け合い、日常のお付き合い、地域福祉活動（※サロン、会食会、地域行事等）等を通して見守り活動を行うことを目的とする。

2. 4者会議の設置

設立趣旨を実現するため、単位自治会に自治会長等自治会代表、担当民生委員、自治会福祉協力員代表、包括支援センターの4者からなる（※高齢者や女性などの代表者が入ることなどはやぶさかでない。）4者会議を設置する。

3. 4者会議定期会議

本会議は、定期的に会議を開催する。

4. 4者会議の活動

- (1) 65歳以上の一人暮らし高齢者、75歳以上の二人暮らし高齢者、日中一人又は二人暮らしの高齢者、キット保持者、災害時要援護者その他見守りが必要な人（※自治会未加入者も含む。）を把握する。
- (2) 4者は、対象者を共通認識し、役割分担し、日常のお付き合い、地域福祉活動等を通して見守り活動を行う。
- (3) 必要があるときは、石井地区向こう三軒両隣り協議会、地域包括支援センター石井・陽東を通し、石井地区向こう三軒両隣り協議会設置要綱第4条関係行政機関等に相談する。
- (4) その他見守り活動に必要な活動を行う。

5. 4者会議活動報告

4者会議は、石井地区福祉協力員連絡会経由石井地区社会福祉協議会に、活動内容を、定められた月に、定められた様式をもって報告する。

附則

この要領は、令和元年12月5日から施行する。

この要領は、令和2年2月21日から一部改正施行する。

## 石井地区向こう三軒両隣り協力隊「あったか」設置運営要領

### 1. 設立趣旨

高齢社会を迎えている中、石井地区の高齢者が、住み慣れた地域、家庭で元気に生涯を全うできるよう、地域住民によるお互い様の精神で、支え合い助け合い、必要とされる日常生活支援サービスを行うことを目的とする。

本地区では、現在、石井地区向こう三軒両隣り協議会、単位自治会向う三軒両隣り協議会（以下「4者会議」という。－自治会長等自治会役員、民生委員児童委員、福祉協力員、包括支援センターから成る。）を設立し、一人暮らし高齢者や二人暮らし高齢者等（日中一人暮らし、二人暮らし高齢者等も含む。）の現状を把握共有し、見守り活動を行っている。この見守り活動に加え、石井地区向こう三軒両隣り協力隊を設立し、より充実した高齢者への日常生活支援サービスを行っていくものである。

### 2. 石井地区向こう三軒両隣り協力隊（以下「あったか」という。）の構成

#### （1）運営主体

石井地区向こう三軒両隣り協議会－宇都宮市地域包括ケアシステム第2層協議体

#### （2）あったかの構成

設立趣旨に賛同する福祉協力員、民生委員児童委員、地域住民等の支援者（以下「サポーター」という。）等で構成する。

#### （3）事務所 石井地域コミュニティセンター内

### 3. 支援内容 ※当分次の5項目とする。

#### （1）話し相手

#### （2）簡単な食料の買い出し

#### （3）電球の玉取り換え

#### （4）庭の簡単な草むしり、植木はぎり

#### （5）散歩

### 4. 利用対象者

#### （1）65歳以上の一人暮らし高齢者

#### （2）共に75歳以上の二人暮らし高齢者

#### （3）80・50歳親子二人暮らし家庭

#### （4）日中上記（1）（2）（3）に該当する高齢者、家庭の人

#### （5）上記（1）（2）（3）（4）に該当する人で、日常生活で支援を必要とする人、かつ、宇都宮市総合事業に該当する程度以上の人（※介護認定を受けていなくても、チェックリストで該当すると判断される程度の人）



## (6) 利用対象者の募集

- ・ 65歳以上一人暮らし高齢者、共に75歳以上二人暮らし高齢者については、全員に案内する。80・50歳親子二人暮らし家庭、日中該当者については、分かる範囲で案内する。
- ・ 単位自治会4者会議に願います。4者会議へは趣旨を説明する。
- ・ 4者会議未設置自治会については、自治会役員、民生委員、福祉協力員に願います。
- ・ 介護事業所に願います。
- ・ 利用者対象者へのちらしを作成し、各自治会にて回覧でお知らせする。

## (7) 利用会員登録

- ・ 登録受付 包括支援センター石井・陽東  
\* 受付時間：9：00～17：00  
土・日・祝祭日・年末年始（12/28～1/3）、お盆（8/13～16）は休業
- ・ 登録判定 社協正副会長 福協連正副会長 事務局長 包括センター長
- ・ 会員登録 募集に応募し登録判定を受けた者は会員登録する。
- ・ 会員登録料 無料とする。
- ・ 登録は随時行う。

## 5. 利用手順

### (1) 利用予約受付

- \* 受付場所：石井コミュニティセンター
- \* 受付時間：9：00～17：00
- \* 土・日・祝祭日・年末年始（12/28～1/3）・お盆（8/13～16）は休業

### (2) 利用可能日時

- \* 祝祭日・年末年始（12/28～1/3）・お盆（8/13～16）を除く日
- \* 原則として9：00～17：00

### (3) 利用料金

- ・ 無料とする。

### (4) 利用上の注意

- ・ 利用は2時間以内とする。
- ・ 車を使用する場合、範囲は石井地区内に限るが、事故については使用者の保険で賄うものとする。
- ・ 利用者は、サポーター車への同乗は不可とする。
- ・ サポーターは、原則二人で行動する。

## 6. サポーターの確保とグループの結成、グループ長の役割

### (1) サポーターの確保

- ・ 福祉協力員、民生委員、地域にお願いする。
- ・ 4者会議、回覧（サポーター募集のちらし）等でお願ひする。

### (2) グループの結成

- ・ 支援内容に応じグループを結成する。
- ・ サポーターはグループに所属する。

### (3) グループ長の役割

- ・ グループにはグループ長を置く。
- ・ グループ長は事務局からの依頼に応じ、サポーターに支援をお願いし派遣する。
- ・ グループ長は派遣前に利用者・サポーターを確認し記録する。
- ・ 再依頼の場合には、サポーターはグループ長に連絡の上、依頼に応じる。合わせて、グループ長は連絡があった時は、利用者・サポーターを記録する。
- ・ グループ長は年2回（10月・4月）事務局に活動状況を報告する。

### (4) サポーター報告会

- ・ グループ長とサポーターで、年4回利用者の活用状況について情報交換する。

### (5) サポーターへのお礼

- ・ 事務局からサポーターに1回につき250円支給する。（年4回のサポーター報告会の時合算して支払う。）

### (6) グループ長へのお礼

- ・ グループ長へは別途予算の範囲内でお礼を支払う。

### (7) サポーターの事故補償

- ・ 福祉サービス総合補償に加入する。
- ・ 使用車の事故については使用者の保険で対応するものとする。

## 7. 運営資金 事務局

### (1) 運営資金の確保

- ・ 石井地区向こう三軒両隣り協議会で確保する宇都宮市地域包括ケアシステム第2層協議体補助金を充てる。
- ・ 予算の範囲内で石井地区社会福祉協議会から補助金を受ける。

### (2) 事務局

- ・ あったか事務局運営事務は石井地区向こう三軒両隣り協議会事務局が行う。
- ・ 事務局従事者へは、予算の範囲内で報酬が支払われる。

附 則 この要領は、令和元年12月5日から施行する。  
この要領は、令和2年2月21日から一部改正施行する。  
この要領は、令和4年4月1日から一部改正施行する。

## 石井地区向こう三軒両隣り「あったか居場所」設置要領

### 1. 設立趣旨

高齢社会を迎えている中、石井地区の高齢者が、住み慣れた地域、家庭で元気に生涯を全うできるよう、いつでもお茶できる、いつでも話ができる居場所（以下「石井地区向こう三軒両隣りあったか居場所」略称「あったか居場所」という。）を設置することを目的とする。

### 2. 「あったか居場所」の位置付けと運営

#### (1) 参加者と「あったか居場所」の位置付け#

石井地区の一人暮らし二人暮らし高齢者、日中一人暮らし二人暮らし高齢者、その他参加を希望する全ての高齢者が参加できる居場所とする。#

#### (2) 「あったか居場所」の認定

石井地区で行われているペタンクや健康マージャン、ラジオ体操やウォーキングなど#を主催者の了解を得て「あったか居場所」に認定させていただくものとする。#

#### (3) 参加ルール#

参加者は、主催者のルールに従って参加するものとする。

#### (4) 「あったか居場所」への参加促進

石井地区向こう三軒両隣り協議会(石井地区地域包括ケアシステム第2層協議体)は、高齢者が石井地域でいつまでも元気に幸せに過ごせるよう「あったか居場所」への参加促進を図る。

### 3. あったか居場所事務局#

石井地区向こう三軒両隣り協議会(石井地区地域包括ケアシステム第2層協議体)が事務局を担い、石井コミセンに事務局を置く。#

#

附 則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。